

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成30年1月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 6規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJISに置き換えるもの	3
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	3

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：2月上旬開始予定（30日間）

(2) 改正：3月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	資料番号	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	資料4-1	J60335-2-7(H29)	JISC9335-2-7(2017)	IEC 60335-2-7 第7版(2008), Amd.No.1(2011), Amd.No.2(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-7部:電気洗濯機の個別要求事項	J60335-2-7(H20)	JISC9335-2-7:2004
2	資料4-2	J60335-2-82(H29)	JISC9335-2-82(2017)	IEC 60335-2-82 第2版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器 の個別要求事項	J60335-2-82(H20)	JISC9335-2-82:2005
3	資料4-3	J60335-2-84(H29)	JISC9335-2-84(2017)	IEC 60335-2-84 第2版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2013)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-84部:トイレ機器の個別要求事項	J60335-2-84(H25)	JISC9335-2-84:2011
4	資料4-4	J60670-31(H29)	JISC8462-31(2017)	—	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電 気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第31部:合成樹脂製のボックス, エンクロウ ジャ, その他の附属品及びケーブル配線用スイッ チボックスの個別要求事項	—	—
5	資料4-5	J61084-3-1(H29)	JISC8471-3-1(2017)	—	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティン グシステム－ 第3-1部:金属製線び, 金属製線び用附属品及 び金属製線び用ボックスの個別要求事項	—	—
6	資料4-6	J62560(H29)	JISC8156(2017)	IEC 62560 第1版(2011), Amd.No.1(2015)	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V 超)－安全仕様	—	—

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-7 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-7:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-7部：電気洗濯機の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の布及び織物を洗濯するための家庭用及び同等の目的の電気洗濯機の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気洗濯機
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-7 が第6版(2002)から第7版(2008)への改正並びに Amd. 1 (2011) 及び Amd. 2 (2016) が追加発行されたことに伴い、安定性や機械的危険の項目で200mmを超える開口寸法と60dm³を超えるドラム容量を持つ前面開放扉付き機器の場合で、子どもが中に入っても内側から開けられることを要求する規定の追加や、耐久性の項目で蓋又はドアのインターロックに関する規定を追加するなどの改正を行った。

2 J60335-2-82 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-82:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の業務用アミューズメント機器及び業務用個人向け電気サービス機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気乗物、その他の電動応用遊戯器具、電気遊戯盤等
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-82 が第2版(2002)から Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2015) が追加発行されたことに伴い、構造の項目でプログラマブル電子回路によって制御される機器に対して、同時起動によって機器が危険な状態になってはならないことを求める規定を追加するなどの改正を行った。

3 J60335-2-84 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-84:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-84部：トイレ機器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が250V以下の、人体の部分的な洗浄又は乾燥を行い、トイレの利用者に快適感又は清潔感を与えることを目的としたトイレ機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気便座、自動洗浄乾燥式便器
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-84 が第2版(2002)から Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2013) が追加発行されたことに伴い、耐腐食性の項目で洗剤や小水に対して耐性を求める規定を追加するなどの改正を行った。

4 J60670-31 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8462-31:2017 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ—第31部：合成樹脂製のボックス、エンクロージャ、その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が交流600V、直流750V以下の屋内又は屋外用の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、合成樹脂製ボックス、合成樹脂製エンクロージャ、その他の合成樹脂製付属品（ボックス形状）及び合成樹脂製ケーブル配線用スイッチボックスの安全要求事項について規定する。
- ・電気用品名：合成樹脂製の電線管類附属品（合成樹脂製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス）
- ・主な改正内容：対応する国際規格はなく、新規に制定された規格である。

5 J61084-3-1 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8471-3-1:2017 電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第3-1部: 金属製線び, 金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は, ケーブルトランキング及びケーブルダクティングシステムの金属製線び, 金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの電氣的安全性について規定する。
- ・電気用品名: 金属製電線管類 (一種金属製線樋、二種金属製線樋)、金属製電線管類附属品 (金属製のカップリング、金属製のノーマルバンド、金属製のエルボー、金属製のキャップ、金属製のコネクタ、金属製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス)
- ・主な改正内容: 対応する国際規格はなく、新規に制定された規格である。

6 J62560 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8156:2017 一般照明用電球形 LED ランプ (電源電圧 50 V 超) —安全仕様
- ・適用範囲: この規格は, 家庭用又はそれに類する一般照明用に使われ, かつ, 安定に点灯動作する装置と一体化した電球形 LED ランプに要求する安全性及び互換性についての要求事項, 並びに判定に必要な試験方法及びその基準について規定する。
- ・電気用品名: エル・イー・ディー・ランプ
- ・主な改正内容: 対応国際規格である IEC 62560 が FDIS (2010) から第 1 版 (2011) が制定され Amd. 1 (2015) が追加発行されたことに伴い、異常動作状態における安全性及び光生物学的安全性などの要求が追加される改正を行った。